


新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてフローチャート～

年齢	75歳未満	75歳以上																																								
保健所の連絡	原則、保健所からの電話連絡はありません。	保健所から連絡します。 ※連絡までに時間を要することがあります。																																								
療養決定	下記の重症化リスクがなければ原則宿泊療養です。 ※ただし40歳未満で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な場合は原則自宅療養です。(同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる場合は宿泊療養も可です。)	保健所が電話で状況を伺い療養決定します。																																								
基礎疾患の有無	<p>①40歳以上75歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等※を複数持つ者 ※ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのも含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI 30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下</p> <p>②妊娠している方</p>																																									
療養	<p>①②の重症化リスクなし → 保健所からSMSにより必要な情報を案内 → 宿泊療養もしくは自宅療養</p> <p>①②いずれかの重症化リスクあり → 保健所から連絡 → 保健所から連絡がない場合の対応 ①保健所へ連絡 ②保健所に繋がらない場合は、自宅待機SOS(電話0570-055221)に連絡 → 療養方法を決定(保健所) → 入院</p> <p>その他重症化の不安因子がある → 療養方法を決定(保健所) → 入院</p> <p>①②の重症化リスクの有無にかかわらず保健所から連絡 → 療養方法を決定(保健所) → 宿泊療養</p>																																									
療養期間	<p>○自宅療養に必要な情報を「自宅療養者支援サイト」で確認 https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html</p> <p>○宿泊療養を希望する場合や体調が悪化して受診したい場合は、自宅待機SOS(電話0570-055221)に連絡</p>  (QRコード)																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0日</th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>8日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例) 2/1</td> <td></td> <td>2/2</td> <td>2/3</td> <td>2/4</td> <td>2/5</td> <td>2/6</td> <td>2/7</td> <td>2/8</td> <td>2/9</td> </tr> <tr> <td>【有症状】 発症日</td> <td colspan="7">療養期間(7日間※1)</td> <td>療養解除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【無症状】 検体採取日</td> <td colspan="5">療養期間(7日間)</td> <td colspan="2">療養期間(5日間※2)</td> <td>療養解除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 症状軽快後24時間経過した場合 ※2 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に療養期間の短縮が可能</p> <p>有症状者は発症日を0日目として7日間、無症状者は検体採取日を0日目として7日間は自宅待機してください。 無症状者が療養期間中に症状が出た場合は、療養期間が変わりますので保健所へご連絡ください。</p>			0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	例) 2/1		2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	【有症状】 発症日	療養期間(7日間※1)							療養解除		【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間)					療養期間(5日間※2)		療養解除	
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日																																	
例) 2/1		2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9																																	
【有症状】 発症日	療養期間(7日間※1)							療養解除																																		
【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間)					療養期間(5日間※2)		療養解除																																		

同居者の方への対応

同一世帯内で陽性者が判明した場合、同一世帯全ての同居者は濃厚接触者になります。

【あなたの同居者に、次の2つをお伝えください。】

①自宅待機・外出自粛・健康観察

陽性者との最終接触日を0日目として5日間*
(健康観察は7日間経過するまで実施)

②検査

無症状: 医療機関を受診せず、自宅待機
有症状: 発熱や倦怠感等が続く場合は医療機関を受診

*別の同居者が陽性となった場合は、改めてその同居者が発症した日を0日目として5日間となります。

○大阪府ホームページ『陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyuu.html>



(QRコード)